

実質的所有者の透明性に関する G20 ハイレベル原則
(概要)

1. 法人又は法的取極めを最終的に所有又は支配する自然人を捕捉する実質的所有者の定義を設ける。
2. 法人及び法的取極めの様々な種類に伴う既存の及び新たなリスクについて、国内的及び国際的な観点から評価する。
3. 法人がその実質的所有者情報を保持し、かつその情報が十分で、正確かつ最新に保たれることを確保する。
4. 十分で、正確かつ最新の法人の実質的所有者情報に対する、権限ある当局による適時のアクセスを確保する。その際、例えば、中央機関における登録制度やその他適切なメカニズムを創設することは選択肢の一つ。
5. 信託受託者が、委託者、保護者（該当する場合）、受託者及び受益者の情報を含む実質的所有者情報を十分で、正確かつ最新に保つことを確保する。
6. 十分で、正確かつ最新の法的取極めの実質的所有者情報に対する、権限ある当局による適時のアクセスを確保する。
7. 金融機関及び会社設立に責任を有する者を含む指定非金融業者及び職業専門家（DNFBPs）に対し、カントリーリスクを考慮に入れることを含めた適切な措置を特定及び実施し、実質的所有者を確認することを義務付ける。
8. 当局による効果的な国内及び国際協力を確保する。また、権限ある当局が、適時の効果的な方法で、実質的所有者情報を外国のカウンターパートと交換できることを確保することにより、租税回避と闘う G20 の取組を支持する。
9. 実質的所有者情報に対する、租税当局によるアクセスを確保し、かつ、適時の効果的な方法で、実質的所有者情報を外国のカウンターパートと交換できることを確保することにより、租税回避と闘う G20 の取組を支持する。
10. 透明性を阻害する法人及び法的取極めの悪用防止に取り組む。

G20 はこれらの合意された原則を実施し、範を示すことにコミットする。次のステップとして、G20 各国は、これらの原則を実施し、実質的所有者の透明性に関する法的、規制上及び制度的枠組みの有効性を向上させるための方策について書面で共有することにコミットする。

（了）